

# V-1 国による観光政策

「観光ビジョン」および「観光ビジョン実現プログラム」に基づき、各府省庁で横断的に観光関連施策を実施

## (1) 政府の観光政策の概観

### ●観光ビジョン実現プログラム

政府は、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議が決定した「明日の日本を支える観光ビジョン」（16年3月30日、以下「観光ビジョン」）を強力に推進するため、観光ビジョンを踏まえた政府の短期的（1年間）な行動計画として、16年5月13日、内閣総理大臣が主催する観光立国推進関係会議の第6回会合において、「観光ビジョン実現プログラム2016」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016）を決定した（表V-1-1）。

また、17年5月30日には17年度の行動計画として「観光ビジョ

表V-1-1 「観光ビジョン実現プログラム2016」の構成

<p>視点1. 観光資源の魅力を極め、「地方創生」の礎に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放</li> <li>文化財の観光資源としての開花</li> <li>国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化</li> <li>景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上</li> <li>滞在型農山漁村の確立・形成</li> <li>地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大</li> <li>広域観光周遊ルートの世界水準への改善</li> <li>東北の観光復興</li> </ul>
<p>視点2. 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光関係の規制・制度の総合的な見直し</li> <li>民泊サービスへの対応</li> <li>産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化</li> <li>宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供</li> <li>世界水準のDMOの形成・育成</li> <li>「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開</li> <li>次世代の観光立国実現のための財源の検討</li> <li>訪日プロモーションの戦略的高度化</li> <li>インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化</li> <li>MICE誘致の促進</li> <li>ビザの戦略的緩和</li> <li>訪日教育旅行の活性化</li> <li>観光教育の充実</li> <li>若者のアウトバウンド活性化</li> </ul>
<p>視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現</li> <li>民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進</li> <li>キャッシュレス環境の飛躍的改善（海外発行カード対応ATMの設置促進を含む）</li> <li>通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現</li> <li>多言語対応による情報発信</li> <li>急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実</li> <li>「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境整備</li> <li>「地方創生回廊」の完備</li> <li>地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進</li> <li>クルーズ船受入の更なる拡充</li> <li>公共交通利用環境の革新</li> <li>休暇改革</li> <li>オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進</li> </ul>

資料：観光庁ウェブサイトをもとに（公財）日本交通公社作成

ン実現プログラム2017」も決定されている。

### ●観光立国推進基本計画の閣議決定

観光立国推進基本法の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、17年度からの新たな「観光立国推進基本計画」が17年3月28日に閣議決定された。

同計画では、20年までに、1) 国内旅行消費額を21兆円にする、2) 訪日外国人旅行者数を4,000万人にする、3) 訪日外国人旅行消費額を8兆円にする等の目標を掲げるとともに、これらの達成のために政府全体として講ずべき施策等について定めている。

### ●歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース

農山漁村を含めた地方に広く存在する古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進する方策等の検討等を行うため、16年9月に「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」が設置された。

16年12月にはタスクフォースとしての中間とりまとめが行われ、それを受けて17年1月には、民間人材による「歴史的資源を活用した観光まちづくり専門家会議」が開催されるとともに、内閣官房に「歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室」が設置され、意欲ある地域の取組みを官民一体で支援する体制が発足した。

### ●観光庁関連予算

16年の観光庁予算は、245.5億円（前年度比236.2%）であった。内訳は「『次の時代』に向けたインバウンド受入環境整備・観光産業活性化」が83.7億円、「地方創生のための観光地域づくり」が63.7億円、「戦略的訪日プロモーション・MICEの誘致」が94.8億円等となっている。

その後16年8月に成立した第2次補正予算では、「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業」に155億円、「地方誘客のための緊急訪日プロモーション」に45億円、「東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業」に8億円が計上された。

## (2) 各府省庁による観光政策

以下、観光ビジョンで掲げられた3つの視点ごとに、各府省庁の主な取組みを概観していく。

### ①観光資源の魅力を極め、「地方創生」の礎に（視点1）

#### ●魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

内閣府では、迎賓館赤坂離宮は16年4月から、京都迎賓館は16年7月から、外国からの賓客の接遇に支障のない範囲で一般

公開を行っている。迎賓館赤坂離宮の観覧は申込みページからの事前予約によるほか、事前予約なしで当日の申込みも受け付けている。また京都迎賓館については、ガイドツアーと自由参観の2つの方法がある。

●文化財の観光資源としての開花

○文化財活用・理解促進戦略プログラム2020

文化庁では、16年4月に、観光ビジョンを踏まえて、文化財を貴重な地域・観光資源として活用するために2020年までに取り組むアクションプログラムとして「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定した(表V-1-2)。

○日本遺産 (Japan Heritage)

前述の「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」でも目標の一つとして掲げられている「日本遺産」は、文化庁が、地域の歴史的な魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るものである。

16年4月に19件、17年4月に17件がそれぞれ新たに認定され、17年4月時点での認定数は計54件となっている。

●国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

環境省では、観光ビジョンに基づき、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に、「国立公園満喫プロジェクト」を実施している。16年7月に、要望があった16の国立公園の中から、先行的、集中的に取り組むを実施する公園として、「阿寒」「十和田八幡平」「日光」「伊勢志摩」「大山隠岐」「阿蘇くじゅう」「霧島錦江湾」「慶良間諸島」の8公園を選定した。

これらの国立公園において、地元関係者や関係行政機関からなる地域協議会を立ち上げ、16年12月に、各公園での取組方

針を記載した「ステップアッププログラム2020」が各公園の地域協議会において策定された。

●景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

17年3月、国土交通省では、景観資源の磨き上げによって地域活性化につながる「景観まちづくり刷新モデル地区」を全国から10地区指定した(表V-1-3)。

これらの地区では、17年度予算から新規創設する、政府初の景観に着目した公共予算となる「景観まちづくり刷新支援事業」を3年間集中的に活用し、目に見える形で、まちの景観を刷新させる取組みを実施していく。

●滞在型農山漁村の確立・形成

○ディスカバー農山漁村(むら)の宝

内閣官房及び農林水産省は、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」として選定し、全国へ発信することとしている。

16年10月に開催された有識者懇談会において、第3回分として30地区が選定され、さらに16年12月に開催された有識者懇談会では、30地区の中からグランプリ1事例と特別賞4事例が選定された。

表V-1-3 景観まちづくり刷新モデル地区と取組みの概要

北海道 函館市	函館駅通りに隣接する当該地区において、夜間照明やストリートファニチャーの整備等により、デザイン性に優れた夜間景観を新たに創出し、地域活性化を図る。
青森県 弘前市	禅林街の舗装の美化や広場の整備に加え、旧弘前市立図書館等の歴史的風致形成建造物を再配置させるという独自の取組みにより、観光客の回遊性を高める。
茨城県 水戸市	水戸駅前のベデストリアンデッキのタイルの張替えや水戸城跡周辺の法面緑化と千波湖の浄化装置の外観修景、偕楽園の板塀の整備等により地区の魅力を上向きさせ、回遊性を高める。
福井県 敦賀市	氣比神社に向かう商店街における舗装の美化やストリートファニチャーの整備、人道の港の景観復元等を実施し、氣比神社等の観光施設をつなぐ歩行空間の魅力を上向きさせ、回遊性を高める。
岐阜県 高山市	高山駅前の建築物の外観修景や屋外広告物の集約化を実施するほか、舗装の美化、広場との一体的な整備により2箇所的重要伝統的建造物群保存地区までの回遊性を高める。
和歌山県 田辺市	紀伊田辺駅舎の修景、駅前広場の整備、駅前面に広がる商店街のアーケード撤去、建造物の外観修景等の一体的な整備により、地区の魅力を上向きさせ、回遊性を高める。
兵庫県 篠山市	大正ロマン館の修景整備や篠山重要伝統的建造物群保存地区内の無電柱化、城下町区画道路の美化等、城下町の雰囲気高める整備により、観光客の回遊性を高める。
山口県 長門市	長門湯本地区の地域の自然や地形を活かし、親水性の高い広場の整備や、かつて行われていた棚田地形を活かした遊歩道整備等により、観光客の回遊性を高める。
香川県 高松市	屋島地区の新たな観光拠点施設の整備と併せ、屋島駅から当該地区までの舗装の美化、ベンチ等の設置、駐車場の整備等により地区の魅力を上向きさせ、回遊性を高める。
長崎県 長崎市	市街地において夜間照明のライトアップの更なる魅力上げや、夜間景観を楽しむために鍋冠山の遊歩道の整備や、稲佐山の街路灯の整備により、地域活性化を図る。

資料：文部科学省ウェブサイトをもとに(公財)日本交通公社作成

資料：国土交通省ウェブサイトをもとに(公財)日本交通公社作成

表V-1-2 「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」の概要

2020年までの目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説の整備などの取組みを1,000事業程度実施するとともに、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備</li> <li>「日本遺産」を100件程度認定</li> <li>国内全ての世界文化遺産において、世界文化遺産活性化事業の実施を促す</li> <li>「歴史文化基本構想」を100件策定</li> <li>文化遺産オンラインへの訪問回数200万回を達成</li> <li>20年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラム(文化力プロジェクト(仮称))を20万件実施</li> </ul>
アクションプログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産や日本遺産、文化芸術活動など、地域の文化資源の一体的な整備・活用、国内外に向けた情報発信(解説・多言語化を含む)への支援</li> <li>国宝・重要文化財建造物等の適切な修理周期の実現と、次の修理までの間も美しく保つ美化等、投資リターンを見据えた文化財への戦略的な投資</li> <li>人材・体制</li> </ul>

○食と農の景勝地

農林水産省は、インバウンド需要を農山漁村に取り込み、地域の活性化につなげるため、地域の「食」と「農林水産業」、景観等の地域資源を活用して、外国人を誘客する取組を農林水産大臣が認定する仕組みである「食と農の景勝地」を創設している。

16年11月には、申請のあった全国44地域から5つの地域を認定した(表V-1-4)。

○「農泊」推進施策の見直し

農林水産省では、農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらおう農山漁村滞在型旅行「農泊」を推進している。同省では、「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」での議論等を踏まえて、農泊推進施策の見直しを行い、農山漁村に賦存する資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を20年までに500地域創出することを目標として掲げている。

●地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品の消費拡大

16年5月より、訪日外国人旅行者向け消費税免税制度が拡充された。措置内容としては、免税の対象となる最低購入金額の引き下げ、簡便な海外直送手続の創設、免税手続カウンター制度の利便性向上、購入者誓約書の電磁的記録による保存といったものがある。

●広域観光周遊ルートの世界水準への改善

○広域観光周遊ルートの追加認定

16年6月、15年に認定した7つの広域観光周遊ルート形成計画に続き、新たに4つの広域観光周遊ルート形成計画について、

表V-1-4 「食と農の景勝地」の選定地域と概要

地域	実行組織	概要
北海道十勝地域	食と農の景勝地・十勝協議会	十勝牛、乳製品、小豆など多様な農畜産業や、こうした食材を中心とした地域の食とともに、美しい自然景観も活用した農業体験プログラム、畑ガイド等が充実。
岩手県一関市・平泉町	一関もち食推進会議	地域に根付いた餅文化の普及と、平泉の文化遺産や伝統行事に加え、餅つき、紙すきなど外国人旅行者に好まれる体験ルートが充実。
山形県鶴岡市	鶴岡食文化創造都市推進協議会	羽黒山伏が伝える「精進料理の世界」と、城下町の風土と海と山と農村の多様な食と食文化の体験が可能な地域。
岐阜県馬瀬地域	馬瀬地方自然公園づくり委員会	日本で最も美しい村の農村景観馬瀬川を中心に流域の森、川、農地一人のつながりがつくる食と豊かな自然、美しい景観に、地元の温かいふれあいが楽しめる地域。
徳島県にし阿波地域	一般社団法人そらの郷	中山間地帯のありのままの食、景観を観光資源として、敢えて、手を入れないことで、「桃源郷」と銘打つ地域は海外でも注目。

資料：農林水産省ウェブサイトをもとに(公財)日本交通公社作成

国土交通大臣が認定を行った(表V-1-5)。

○テーマ別観光による地方誘客事業

観光庁は「テーマ別観光による地方誘客事業」として、共通の観光資源により地方誘客を図ることを目的とし、複数地域のネットワーク形成と、課題や成功事例の共有による効果的な観光振興等について支援している。16年8月、全国から応募があった54件のうち、7件を選定した(表V-1-6)。

表V-1-5 新たに認定を受けた広域観光周遊ルートの概要

ルート名称	申請者	対象地域
日本のてっぺん。きた北海道ルート。きた北海道ルート	きた北海道広域観光周遊ルート推進協議会	北海道のうち、空知総合振興局、石狩振興局、上川総合振興局(北部および中部)、留萌振興局、宗谷総合振興局の地域
広域関東周遊ルート「東京圏大回廊」	関東観光広域連携事業推進協議会	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県(11都県)(一部の地域を除く)
縁(えん)の道～山陰～	山陰インバウンド機構	鳥取県、島根県、山口県萩市
Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート	Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成推進協議会	沖縄県(沖縄本島および周辺15離島地域、久米島地域、宮古諸島地域、八重山諸島地域)

資料：観光庁ウェブサイトをもとに(公財)日本交通公社作成

表V-1-6 テーマ別観光による地方誘客事業 選定一覧

テーマ	協議会名	概要
エコツーリズム	エコツーリズム地域推進協議会	北海道や群馬等エコツーリズムを進める地域をネットワーク化し、着地型旅行商品の販売方法や地域内の連携方法を情報共有させるため、インバウンド向けの調査や商談会、コンテンツの作成等を行う。
街道観光	街道観光推進会議(日本歴史街道ネットワーク)	全国の街道地域をネットワーク化し、街道に関係する城下町や宿場町などの歴史的風土を活かした「街道観光」をテーマに、共同でのプロモーションやモニターツアーの実施等を行う。
近代建築ツーリズム	近代建築ツーリズムネットワーク	国立西洋美術館を含むル・コルビュジエの建築群が世界文化遺産登録され、近代建築の文化的価値に対する関心が高まっていることを踏まえ、まず今年度は同氏の弟子であった前川國男の建築にゆかりのある全国各地をネットワーク化する。前川氏の作品を巡るモニターツアーの開催やシンポジウム、PRツールの作成等を行う。
酒蔵ツーリズム	酒蔵ツーリズム推進協議会	全国各地の酒蔵を新たにネットワーク化し、共同プロモーションに向けた基礎調査やモニターツアーの実施等を行う。
社寺観光巡礼の旅	社寺観光地域連携協議会	全国に点在する社寺を巡礼の地としてつなげる「社寺観光」を推進するため、16年度は徳川家康公没後400周年にゆかりの深い社寺(静岡・愛知・埼玉・栃木・宮城)をネットワーク化し、インバウンド向けモニターツアーや多言語サイトの構築等を行う。
明治日本の産業革命遺産	明治日本の産業革命遺産世界遺産ルート推進協議会	世界遺産「明治日本の産業革命遺産」(8県11市)をネットワーク化し、多言語ガイドマップやホームページ製作等を通じ、各地域への訪問者が周遊する仕組みの構築を行う。
ロケツーリズム	ロケツーリズム協議会	ロケツーリズムに取り組む全国各地をネットワーク化し、どの地域でも実践できるロケ誘致から観光客向け情報発信に至るノウハウのマニュアル化、モデル地域におけるロケ地マップの制作、ロケ地ツアーの商品化等を行う。

資料：観光庁ウェブサイトをもとに(公財)日本交通公社作成

○地域資源を活用した観光地魅力創造事業

観光庁は、15年度より「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」を開始し、地域の観光資源の磨き上げに意欲ある地域の取組みを支援している。16年7月、全国から応募があった51件のうち、34件を選定した(表V-1-7)。

●東北の観光復興

復興庁では、東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化するため、「東北観光復興対策交付金」を創設した。

表V-1-7 地域資源を活用した観光地魅力創造事業 支援地域

都道府県	主な事業実施地域	申請者名
北海道	木古内町	木古内町観光推進協議会
	倶知安町	倶知安夏季スキー場利用推進協議会
	帯広市	十勝ファームツーリズム等推進協議会
	釧路市	釧路インバウンド誘致推進協議会
青森	鯉ヶ沢町	鯉ヶ沢白神グリーンツーリズム推進協議会
福島	会津若松市	会津若松市国際観光推進協議会
	福島市	ふくしま健康レシビ開発協議会
栃木	日光市	鬼怒川・川治温泉インバウンドまちづくり塾
群馬	富岡市	富岡市観光資源活用協議会
東京	千代田区	AKIBA観光協議会
	品川区	天王洲活性化懇談会
新潟	妙高市	妙高観光推進協議会
長野	山ノ内町	WAKUWAKUやまのうち まちづくり協議会
	松本市	松本市アルプス観光協会
	阿智村	阿智村版DMO推進協議会
富山	立山町	立山町マーケティング推進協議会
愛知	西尾市	にしお観光まちづくり協議会
福井	小浜市	まちづくり小浜推進協議会
京都	京都市	元離宮二条城・魅力創造推進協議会
	木津川市	木津川市プロデュースプロジェクト
	宮津市	海の京都天橋立地区協議会
大阪	箕面市	箕面観光魅力創造事業推進協議会
奈良	明日香村	明日香観光マーケティング会議
和歌山	白浜町	ALL白浜“ここでしかできない旅”実行委員会
鳥取	倉吉市	倉吉まち魅力開発プロジェクト実行委員会
広島	安芸太田町	三段峡Re-Bornプロジェクト準備委員会
山口	萩市	萩観光魅力創造推進協議会
	防府市	防府市観光資源活性化協議会
愛媛	松山市	松山はいく国際化推進委員会
佐賀	有田町	有田観光まちづくり協議会
長崎	長崎市	長崎市アジア・国際観光推進に係る官民連携協議会
宮崎	日南市	日南市観光推進連携協議会
鹿児島	指宿市	いぶすきの農漁村力協働推進協議会
沖縄	竹富町	八重山諸島星空information H20

資料：観光庁ウェブサイトをもとに(公財)日本交通公社作成

②観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に(視点2)

●観光関係の規制・制度の総合的な見直し

訪日外国人旅行者の受入環境の整備を図るため、通訳案内士資格に係る規制を見直すとともに、旅行の安全や取引の公正を確保するため、旅行に関する企画・手配を行ういわゆるランドオペレーター登録制度の創設等の措置を講じる「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」が17年3月に閣議決定され、同年5月に193回通常国会で可決・成立した(表V-1-8)。

●民泊サービスへの対応

訪日外国人旅行者が急増する中、多様化する宿泊ニーズに対応して普及が進む民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた「住宅

表V-1-8 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律 概要

通訳案内士法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>①通訳ガイドの量の確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳案内士資格について、業務独占から名称独占へと規制を見直し、幅広い主体による通訳ガイドを可能にする。</li> <li>・通訳案内士について、全国対応のガイドである全国通訳案内士に加えて、地域による地域に特化したガイドである地域通訳案内士の資格制度を創設。</li> </ul> </li> <li>②通訳案内士の質の向上                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国通訳案内士の試験科目に実務項目を追加する等適正化するとともに、全国通訳案内士に対し定期的な研修の受講を義務付ける。</li> </ul> </li> </ul>
旅行業法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の観光資源・魅力を生かした体験・交流型旅行商品の企画・販売の促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所ごとに選任が必要な「旅行業務取扱管理者」について、特定地域の旅行商品のみを取り扱う営業所に対応した「地域限定旅行業務取扱管理者」資格を創設。</li> <li>・「旅行業務取扱管理者」の1営業所1名の選任基準を緩和。</li> </ul> </li> <li>②旅行サービス手配業者の業務の適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行サービス手配業(いわゆるランドオペレーター)の登録制度を創設し、管理者の選任、書面の交付等を義務付ける。</li> </ul> </li> </ul>

資料：観光庁ウェブサイトをもとに(公財)日本交通公社作成

表V-1-9 住宅宿泊事業法 概要

(1) 住宅宿泊事業に係る届出制度の創設
① 住宅宿泊事業 <sup>※1</sup> を営もうとする場合、都道府県知事 <sup>※2</sup> への届出が必要
② 年間提供日数の上限は180日
③ 地域の実情を反映する仕組み(条例による住宅宿泊事業の実施の制限)を導入
④ 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置(宿泊者の衛生の確保の措置等)を義務付け
⑤ 家主不在型の住宅宿泊事業者に対し、住宅宿泊管理業者に住宅の管理を委託することを義務付け
※1 住宅に人を180日を超えない範囲で宿泊させる事業
※2 住宅宿泊事業の事務処理を希望する保健所設置市又は特別区においてはその長
(2) 住宅宿泊管理業に係る登録制度の創設
① 住宅宿泊管理業 <sup>※3</sup> を営もうとする場合、国土交通大臣の登録が必要
② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置(住宅宿泊事業者への契約内容の説明等)と(1)④の措置の代行を義務付け
※3 家主不在型の住宅宿泊事業に係る住宅の管理を受託する事業
(3) 住宅宿泊仲介業に係る登録制度の創設
① 住宅宿泊仲介業 <sup>※4</sup> を営もうとする場合、観光庁長官の登録が必要
② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置(宿泊者への契約内容の説明等)を義務付け
※4 宿泊者と住宅宿泊事業者との間の宿泊契約の締結の仲介をする事業

資料：観光庁ウェブサイトをもとに(公財)日本交通公社作成

宿泊事業法案」が17年3月に閣議決定され、同年6月に193回通常国会で可決・成立した(表V-1-9)。

### ●産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

観光庁では、「観光産業をリードするトップレベルの経営人材」に焦点をあて、観光MBA設置や観光産業の強化・発展を推し進める優秀な経営人材の育成・強化に向けて検討および支援を行っている。

16年度は、観光MBAの開講に向け、人材育成に関する要望を聴取するワーキング・グループを開催するとともに、一橋大学および京都大学で18年に開講予定の観光MBAコースの設置準備に対してサポート事業を行った。また、和歌山大学および大分大学において、15年度事業で策定した教育プログラムモデルを活用し実証事業を行った。

### ●宿泊施設不足の早急な解消および多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

観光庁では、訪日外国人旅行者の急増による宿泊施設不足の緊急対策として既存の宿泊施設の活用促進のため、Wi-Fi整備やトイレの洋式化、ウェブサイトの多言語化、国際放送設備の整備、案内表示の多言語化、客室の和洋室化、翻訳システムの導入、タブレットの導入、クレジットカード決済端末、マニュアル作成といった経費の一部を補助する事業である「宿泊施設インバウンド対応支援事業」を実施している。

16年7月には157団体(1,232事業者)、16年10月には95団体(684事業者)、17年6月には66団体(480事業者)について、訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画を認定した。

### ●世界水準のDMOの形成・育成

#### ○DMO候補法人の登録

観光庁では、日本版DMOの形成・確立を支援するため、15年11月に、日本版DMOの候補となりうる法人「日本版DMO候補法人」を登録する制度を創設している。

16年2月に第1弾として登録された24法人に引き続き、16年4月の第2弾から17年8月の第10弾まで133法人が登録され、計157法人が登録されている。

#### ○DMOネットの開発、サービス提供

17年3月、観光庁、内閣官房および内閣府は、日本版DMOの形成・確立に向けた地域の取組を情報面から支援するため、観光地域のマネジメント・マーケティングを効率的に実施できるよう支援するシステム・ツールである「DMOネット」の提供を開始。

#### ○観光予報プラットフォームの本格稼働

経済産業省では、15年度に旅行関連情報や国内外の旅行者等の行動に関するデータを収集・集約し、データベースを構築する実証事業を行い、その一環として「観光予報プラットフォーム」を構築した。

これは全国各地の宿泊予約・実績データや宿泊客の属性等

を、グラフ等を用いて視覚的に提供するとともに、過去の実績と予約状況をもとにした6か月先までの観光地の混雑度合や、海外・国内からの注目度、宿泊者数の推移予測等といった「観光予報」の提供を試みるものである。

16年11月より、同プラットフォームは観光予報推進プラットフォーム協議会(事務局:公益社団法人日本観光振興協会)によって本格運用が開始された。

### ○地方創生関係交付金

緊急対応として、「地方版総合戦略」に位置付けられた先駆的な取組の円滑な実施を支援する「地方創生加速化交付金」は、16年3月の第1次分に引き続き、16年8月に第2次分として、342件、78億円分について交付対象となる事業を決定した。

また、「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する「地方創生推進交付金」については、16年8月に16年度の第1回分として745件、184億円分、16年11月に第2回分456件、54億円分について交付対象となる事業を決定した。また、17年4月には17年度の第1回分として709件、135億円分が決定している。

「未来への投資を実現する経済対策」(16年8月2日閣議決定)を受けて、16年度第2次補正予算に計上された「地方創生拠点整備交付金」については、17年2月に第1回分として897件、556億円分、17年4月に第2回分として224件、94億円分について、交付対象となる事業を決定した。

### ●「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開

観光庁と包括的連携協定を締結している株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)は、「観光産業支援ファンド」を運営し、新たな観光資源の掘り起こしや、施設の多様化等で変化に対応しようとする地域の観光事業者に対して、ファンドを通して資金と人材の両面からサポートしている。

17年7月までに、観光産業に特化した12のマザーファンドおよび各地域ファンドが組成され、計27件の投資が行われている。

### ●訪日プロモーションの戦略的高度化

#### ○市場別訪日プロモーション方針

16年4月、観光庁はマーケティング戦略本部において、ビジット・ジャパン事業の実施に当たっての基本方針である「平成28年度市場別訪日プロモーション方針」を決定した(表V-1-10)。

#### ○スポーツ文化ツーリズムアワード

17年3月、スポーツ庁、文化庁、観光庁は、スポーツと文化資源を組み合わせた地域の取組で、国内外の観光客の増加、長期滞在を促す仕組みや地域への経済効果波及につながる工夫がある取組を選定し、「スポーツ文化ツーリズムアワード」として表彰した。

16年度の大賞は、「サイクリストの聖地『瀬戸内しまなみ海道』を核としたサイクルツーリズム」(瀬戸内しまなみ海道振興協議

表V-1-10 平成28年度市場別訪日プロモーション方針  
(全体・東アジア)

全体	「明日の日本を支える観光ビジョン」等を踏まえ、年間を通じた訪日需要の創出、更なる地方への誘客・地方での旅行消費拡大を強力に推進するため、これまで以上に戦略的な政策誘導の重要性を強く意識したプロモーションを展開する。具体的には、地方空港へのLCC等の新規就航や消費税免税制度の拡充と合わせたプロモーションを実施する。特に東北地方については、日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンを実施する。また、欧米豪を対象とした歴史・文化をテーマとするプロモーション、富裕層をターゲットとした日本ブランドイメージの確立、訪日教育旅行の拡大等の取組みも強化する。
韓国	【主要ターゲット層】 ①20～30歳代若者層②家族層③40～60歳代余裕層 地方空港への直行便の多さを活かして、日本各地の魅力の発信を行うとともに、日本側の閑散期である1月～2月に旅行シーズンを迎えるターゲット層については、その時期を中心に訪日需要の促進を図る。また、昨年度に引き続きプロモーションの重点地域として中国、四国地方を設定し、韓国からの観光客が少ない地域の底上げを図る。
中国	【主要ターゲット層】 ①30～40歳代家族層②20～30歳代女性③教育旅行 北京・上海・広州では、個人旅行者に向けて「個人の趣向に合った日本の魅力」を訴求し、北京、上海、広州を除く重点都市においては、団体ツアー（クルーズ含む）向けに日本食、温泉、四季、ショッピングなど「日本の代表的魅力」の情報発信を行う。プロモーションは比較的訪日客が少ない時期（5月～6月、10月～12月）を中心とし、地方誘客強化の一環として引き続き九州プロモーションを重点的に実施するとともに、東北プロモーションも行う。同時に、旅行の質の向上にも力を入れ、訪日旅行市場の持続可能な成長を目指す。
台湾	【主要ターゲット層】 ①20～30歳代若者層（個人旅行）②40～50歳代家族層（団体旅行、個人旅行）③教育旅行 更なる地方分散化を図るため、東北、中国、四国地方を重点地域としてプロモーションを行うとともに、訪日需要が比較的少ない冬季の底上げを図り、訪日回数が多く、日本の旅に慣れた旅行者に新たな魅力を発信し、地方への誘客を促進する。また、個人旅行向けに交通パスを活用した旅行スタイルをPRするとともに、教育旅行層への働きかけを強化する。
香港	【主要ターゲット層】 ①30～40歳代女性（個人旅行・リピーター層）②20歳代男女（初訪日層）③ウェディングツーリズム リラックスや癒しの旅をコンセプトに、30～40歳代の女性向けに「高級旅館」や「美しい自然景観」等のテーマで、四国・中国、昇龍道、北海道（主に道東・道南）を重点的に訴求する。ハイシーズンである7月中旬～8月末、12月下旬のほか、10月～12月上旬、1月～3月（旧正月を除く）の閑散期にも積極的な情報発信を行う。また、航空会社の新規直行便就航・利用促進を支援し、地方への誘客を加速させる。東京・大阪に集中しがちな20歳代の初訪日層向けには「ご当地グルメ」や「日本の四季」等を中心に、東京・大阪の周辺地域を訴求するプロモーションを行う。ウェディングツーリズムについても引き続き、訪日シェアの拡大を図る。

資料：観光庁ウェブサイトをもとに（公財）日本交通公社作成

会）が受賞した。

## ○海外6市場におけるJNTO事務所の新設

日本政府観光局（JNTO）では、海外における訪日プロモーション事業の拡充・高度化のため、16年12月にロシア、17年2月にベトナム、17年3月にマレーシア、インド、イタリア、スペインに海外事務所を新設した。

## ●インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

## ○観光と技術に関する国際会議

16年6月、国連世界観光機関（UNWTO）と観光庁の共催により、「観光と技術に関する国際会議」が奈良県で開催された。当該会議には26の国・地域から413人が参加し、技術革新や新たなビジネスモデルがもたらす観光分野における可能性についての3つのセッションと、観光分野における技術の先進的な取組み紹介を行った。

## ●MICE誘致の促進

## ○MICE推進関係府省連絡会議

内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省はMICEの受入環境整備や誘致拡大に関係府省が一丸となって支援するための枠組みとして、MICE推進関係府省連絡会議を設置し、16年12月に第1回会合を開催した。

## ○ユニークベニュー活用促進事業

観光庁はユニークベニューを活用したレセプションや会議等を開催する場合、その開催費用の支援を行う「MICEの誘致拡大に向けたユニークベニュー活用促進事業」を実施し、「国際メトロポリス会議2016愛知・名古屋 熱田神宮（愛知県名古屋市）」や「第40回国際外科学会世界総会 元離宮二条城（京都市中京区）」など計9件を採択・支援した。

## ○グローバルMICE強化都市

観光庁では、MICE誘致において、アジアを中心とした海外の競合国・都市との競争に打ち勝つことができる実力ある都市の育成を目指し、15年6月に「グローバルMICE強化都市」として札幌市、仙台市、千葉県千葉市、広島市、北九州市の5都市を選定し、約2年間にわたり支援事業を実施してきた。

17年4月、支援事業の終了にあたり、これら5都市の呼称については、既に「グローバルMICE都市」として選定されている7都市（東京、横浜、京都、神戸、福岡、大阪、名古屋）と合わせて、統一的に「グローバルMICE都市」と称することが発表された。

## ●ビザの戦略的緩和

外務省はカタール、中国、ロシア、インドに対して、数次ビザの導入・緩和、ビザの申請手続きの簡素化等の緩和措置を行った。

## ●訪日教育旅行の活性化

16年4月、JNTOは訪日教育旅行受入促進のための一元的相談窓口として専任の担当者を配置するとともに、訪日教育旅行の理解を促進し、関係者に向けた情報発信を行うための、訪日教育旅行に特化したウェブサイトを開設した。

③すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に（視点3）

●最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

○バイオカードの導入

法務省入国管理局では、各空港の上陸審査場における上陸審査待ち時間を短縮するため、16年10月から上陸審査待ち時間を活用して個人識別情報を事前に取得するための機器（バイオカード）を関西空港、高松空港、那覇空港に導入し、運用を開始した。

○トラステイド・トラベラー・プログラム

法務省入国管理局では、出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人の業務渡航者等を「信頼できる渡航者（トラステイド・トラベラー）」と認め、新たに自動化ゲートの利用対象とすることで、空港の対面審査ブースにおける混雑を緩和することを目的として、16年11月から自動化ゲートの利用対象者の範囲を拡大するトラステイド・トラベラー・プログラムを開始した。

●キャッシュレス環境の飛躍的改善

経済産業省は、「おもてなしプラットフォーム」の構築に向けて、16年10月より「IoT活用おもてなし実証事業」を開始した。これは、訪日外国人旅行者が、買い物や飲食、宿泊、レジャー等の各種サービスを受ける際に求められる情報や、スマートフォンアプリに登録する情報等について、本人の同意を得て情報を「おもてなしプラットフォーム」に共有・連携することで、様々な事業者や地域がその情報を活用して高度で先進的なサービスを提供できる仕組みである。

16年度は、関東（湯河原・箱根・鎌倉）、関西（大阪）、九州（福岡）の3地域で実証事業を実施した。

●通信環境の改善と誰もが一人歩きできる環境の実現

○IoTおもてなしクラウド事業

総務省では、訪日外国人がIoTおもてなしクラウドに登録するパスポート情報や自国語情報等の属性情報と、交通系ICカードやスマートフォン等との紐付けを行い、ホテルでのスムーズなチェックインや自国語による経路案内などの情報・サービスを提供する「IoTおもてなしクラウド事業」として、千葉・幕張・成田地区、東京都港区地区および渋谷地区の3地区で実証事業を実施した。

○おもてなし規格認証制度

経済産業省は、サービス品質を「見える化」するための規格認証制度である「おもてなし規格認証」を創設した。

16年8月より自己適合宣言による「おもてなし規格認証2016」の申請受付を開始し、その後17年1月には自己適合宣言に加えて第三者認証の仕組みを導入した「おもてなし規格認証2017」の申請受付を開始した。

●急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

○訪日外国人旅行者受入医療機関の選定と公表

観光庁は、外国人旅行者がスムーズに医療機関にアクセスできるよう、外国人旅行者の受入が可能な約320の医療機関をリストとして取りまとめ、16年3月にJNTOのホームページに掲載した。

17年6月には、当初英語のみであったリストに中国語（繁体字、簡体字）、韓国語を追加するとともに、掲載されている医療機関の数が約900に拡充された。

○医療機関利用ガイド

観光庁は、日本医師会・東京医師会監修のもと、外国人旅行者が日本滞時に、不慮のケガ・病気になった際に役立つ医療機関の利用ガイドを作成した。

●自然災害発生時の対応の強化

観光庁は、訪日外国人旅行者向けの災害時情報提供アプリ「Safety tips」を14年10月から提供しているが、17年3月に外国人受入可能な医療機関情報や熱中症情報などの情報を追加し、機能向上を図った。

●「地方創生回廊」の完備

国土交通省は、16年4月に、すべての道路利用者にわかりやすい道案内を実現するため、我が国にふさわしい高速道路ナビリングの導入に向けた検討を行う「高速道路ナビリング検討委員会」を設立した。

同委員会によって16年10月にとりまとめられた「高速道路ナビリングの実現に向けた提言」を受けて、同省では、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の一部を改正し、17年2月に交付した。

●クルーズ船受入のさらなる拡充

国土交通省は、急増するクルーズ船の寄港ニーズを我が国の港湾で受けきるため、16年4月からクルーズ船社に対し「クルーズ船寄港地マッチングサービス」の提供を開始した。

これは、寄港地を探すクルーズ船社とクルーズ船の寄港を期待する港湾管理者（自治体）のマッチングを図り、クルーズ船の我が国への寄港を促進するものである。また、クルーズ船の寄港を我が国で受けきれよう、希望する港湾の予約がとれなかったクルーズ船社にも対応し、寄港可能な港湾を紹介するとしている。

●公共交通利用環境の革新

国土交通省では、近年、高速バスが、「移動手段の有力な選択肢」の一つとなる中、訪日外国人等が高速バスを利用しやすい環境を整備するため、17年1月に「高速バス情報プラットフォーム- Japan Bus-Gateway-」をJNTOのサイト内に開設した。

（菅野正洋）